

目黒区入札・契約に係る苦情処理の手続要領

平成18年3月10日付け目総契第1170号決定

(趣旨)

第1条 この要領は、目黒区の入札・契約に係る苦情処理の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事案)

第2条 この要領の対象となる事案は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 契約課が契約所管課として行う契約
- (2) 工事の成績評定
- (3) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号決定)の規定による指名停止
- (4) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)の規定による入札参加除外措置又は勧告措置

(苦情の申立てができる者及び申立てができる苦情の範囲)

第3条 苦情の区分ごとの苦情の申立てができる者及び申立てができる苦情の範囲は、別表のとおりとする。

(苦情の申立て)

第4条 苦情の申立てをしようとする者は、次の各号に掲げる苦情の区分に応じ当該各号に定める期間(目黒区の休日定める条例(平成元年3月目黒区条例第1号)第1条に規定する目黒区の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に苦情申立書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 別表中一般競争入札の区分に掲げる苦情 当事者が入札参加資格がないとの通知を受けた日の翌日から起算して7日以内
- (2) 別表中希望確認型指名競争入札及び随意契約の区分に掲げる苦情 区が当該契約案件の契約台帳等を公表した日の翌日から起算して7日以内
- (3) 別表中低入札価格調査方式の場合の区分に掲げる苦情 契約の仕様に適合した履行がされないと判断された当事者が、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内
- (4) 別表中成績評定の区分に掲げる苦情 当事者が成績評定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内
- (5) 別表中指名停止の区分に掲げる苦情 当事者が指名停止の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内
- (6) 別表中入札参加除外措置の区分に掲げる苦情 当事者が入札参加除外措置又は勧告措置の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内

(苦情の申立てへの回答)

第5条 区長は、前条の申立書の提出があったときは、同条各号に定める期間の満了別記日の翌日から起算して10日(休日含まない。)以内に、目黒区入札・契約適正化委員会(以下「適正化委員会」という。)の審査を経て、回答書(別記第2号様式)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、当該期間を延長することができる。

2 区長は、前項ただし書の規定により期限を延長するときは、当該苦情の申立てをした者にその理由を通知するものとする。

(苦情の申立ての却下)

第6条 区長は、苦情の申立てが第4条各号に定める申立期間を過ぎた後に出された場合その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することとし、却下通知書(別記第3号様式)により申立てをした者にその理由を通知するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第 7 条 区長は、申立てをした者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第 8 条 第 5 条第 1 項の回答書を受理した申立者で当該回答書の内容に不服がある者は、当該回答書を受けた日の翌日から起算して 7 日 (休日を含まない。) 以内に、再苦情申立書 (別記第 4 号様式) により区長に再苦情の申立てをすることができる。

2 区長は、前項の申立書の提出があったときは、適正化委員会の審査を経た上で、速やかに目黒区入札監視等委員会 (以下「監視等委員会」という。) に審議を依頼するものとする。

3 監視等委員会の審議に係る具体的な手続については、目黒区入札監視等委員会設置要綱の規定によるものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第 9 条 区長は、前条第 1 項の申立書の提出があったときは、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の結果の報告を受けた日の翌日から起算して 10 日 (休日を含まない。) 以内に、再苦情回答書 (別記第 5 号様式) により通知するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第 10 条 区長は、再苦情の申立てが第 8 条第 1 項に定める申立期間を過ぎた後に出された場合その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することとし、却下通知書 (別記第 3 号様式) により申立てをした者にその理由を通知するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 11 条 区長は、再苦情の申立てをした者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情回答書を速やかに公表するものとする。

(入札手続の執行)

第 12 条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札・契約手続の執行及び工事の施工を妨げるものではない。

付 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 4 月 1 日付け目総契第 28 号)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 23 年 4 月 1 日付け目総契第 2576 号)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 23 年 8 月 22 日付け目総契第 4085 号)

この要領は、平成 23 年 8 月 29 日から施行する。

(別表)

区 分	苦情の申立てができる者	申立てできる苦情の範囲
一般競争入札	入札参加資格がないと判断された者	入札参加資格がないと判断された理由
希望確認型 指名競争入札	当該入札参加を希望したにもかかわらず、指名されなかった者	非指名理由
随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第8号による場合)	当該契約の契約者と同一の登録業種及び等級格付けに対応する入札参加資格を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった者で当該契約を履行できることを証明できる者	当該契約の相手方として選定されなかった理由
低入札価格調査 方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約の仕様に適合した履行がされないと判断された者	履行能力がないと判断された理由
成績評定	区から履行状況について成績評定の通知を受けた者	成績評定点
指名停止	区から指名停止の通知を受けた者	指名停止理由
入札参加除外措置	区から入札参加除外措置又は勧告措置の通知を受けた者	入札参加除外又は勧告理由

第1号様式（第4条関係）

苦情申立書

年 月 日

目黒区長 へ

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次のとおり苦情を申し立てます。

- 1 申立ての対象となる契約件名
- 2 不服のある事項及びその根拠

第2号様式（第5条関係）

回 答 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

目黒区長

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

- 1 申立ての対象とされた契約件名
- 2 不服のあった事項及びその根拠
- 3 回答内容

（再苦情の申立てについて）

この回答書の内容に不服があるときは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）以内に、再苦情申立書により再苦情の申立てをすることができます。

第3号様式（第6条、第10条関係）

却下通知書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

目黒区長

年 月 日付けで申立てがあった(再)苦情について、次のとおり却下します。

- 1 申立ての対象とされた契約件名
- 2 不服のあった事項及びその根拠
- 3 却下理由

第4号様式（第8条関係）

再苦情申立書

年 月 日

目黒区長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号の回答書の内容について、次のとおり再苦情を申し立てます。

1 申立ての対象となる契約件名

2 不服のある事項及びその根拠

再苦情回答書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

目黒区長

年 月 日付けで申立てがあった再苦情について、次のとおり回答します。
なお、本件に関し、目黒区入札監視等委員会から意見書が提出されているので、写しを添付します。

- 1 申立ての対象とされた契約件名
- 2 不服のあった事項及びその根拠
- 3 回答内容